

# 北斗市立大野小学校いじめ防止基本方針

令和5年4月1日改訂

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

児童の尊厳を保持する目的のもと、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、校長が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

## 1 いじめに対する基本姿勢

「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもつこと

「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつこと

「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念をもつこと

本校においては、この3つの考え方を基本に、家庭・地域等と連携を図り、自校の課題を見出し、児童の実態に応じた取組を推進する。また、市教委や関係機関等と連携し、「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」を適切に行う。

### (1) 学校としてなすべきこと

#### ①いじめに対する正しい認識について共通理解すること

- ・いじめは人間として絶対に許されない行為であり、いじめをはやしたてたり傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないと強く認識する。
- ・いじめられている人を助けることは、いじている人を助けることにもなると認識する。
- ・教師一人ひとりがいじめ問題の重要性を正しく認識し、児童のわずかなサインもキャッチできるよう、定期的なアンケートの実施及び面談を行う。また、職員間及び保護者との連絡を密にし、情報交換や共通理解を図る。
- ・市教委・文科省及び道教委の通知等を中心に校内研修会を実施し、教職員のいじめに対する感度を高めるとともに、正しく認識し、組織的な体制を整える。

#### ②教育相談活動を充実させ、全教育活動を通じた指導の展開を図ること

- ・「いじめはどの学校でもどの子にも起こりうる」という危機意識をもつ。
- ・定期的なアンケートを実施するとともに教育相談活動を充実することで、いじめへの対処療法的な対応にとどまらず、全教育活動を通じた積極的な指導を展開する。
- ・「いじめ問題を見逃さないために」の中にある「いじめ・人間関係トラブルの早期発見チェックポイント」や、「いじめの問題への取組についての点検項目（例）」を参考にし、これまでの教育活動を振り返り、評価・改善していく。
- ・いじめの早期解消に向けて、校内いじめ問題対策委員会等で、全教職員で一致協力して継続的に取り組む。

#### ③家庭・地域・関係機関との連携を深めること

- ・いじめの未然防止や早期発見や、いじめられている子を最後まで守り抜くために、学校だけでなく、家庭・地域・関係諸機関と連携する。
- ・日頃より電話連絡や家庭訪問を行い、保護者とコミュニケーションを密にし、信頼関係を築く。
- ・必要に応じ、児童相談所・警察等の地域の関係機関・相談機関と連携し協力関係を築く。特

に、暴行や傷害、恐喝、強要、窃盗等、刑罰法規に抵触するものについては警察と連携・協力し対応する。

## (2) 教師としてなすべきこと

### ①いじめを見抜く感性を磨くこと

いじめは、教師の目の届きにくいところで起こることを念頭に、「いじめ問題を見過ごさないために」の中の「気付いていますか？チェック表」等を参考にし、教師自身がいじめを見抜く感性を磨く。

### ②不安や悩みを受容する姿勢を持つこと

児童の話最後まで傾聴し、不安や悩みを受け止め、解決に向けて粘り強く対応する。

### ③「自信」と「やる気」を引き出す授業づくりに努めること

児童との信頼関係に基づいた授業を実践し、児童の「自信」と「やる気」を引き出す。

### ④心の居場所づくりに努めること

児童一人ひとりが自己有用感を感じられるように、教師と児童及び児童相互の温かい人間関係を基に、安心できる心の居場所としての学級づくりに努める。

### ⑤一人ひとりの心の理解に努めること

休み時間や清掃時間にも、児童と一緒に活動したりし児童一人ひとりに1日に1回は声をかけるよう心がける。

### ⑥いじめは許さないという学級風土をつくること

道徳や学級活動の時間等で、いじめの問題、命の大切さ、規範意識に関わる題材を取り上げる等、日頃からいじめを許さない学級風土をつくる。

### ⑦子どもの姿を見つめること

いじめが起こっていない状態をしっかりと把握し、アンテナを高くして、児童の少しの変化も見逃さないように、日頃の児童一人ひとりの様子を観察するとともに、学級の様子にも注意を傾ける。

### ⑧互いに個性を認め合う学級経営に努めること

児童の不得意なところや身体的な特徴がいじめのきっかけにならないように、児童一人ひとりがそれぞれの違いを個性として認め合うような学級経営に努める。

### ⑨いじめを受けた児童を最後まで守ること

いじめを受けた児童の苦しみを受容し、「いじめられている子どもを守り通す」ことを言動で示し、毅然とした姿勢で対応する。

### ⑩教師間で連携・協力して問題の解決にあたること

担任は開かれた学級経営に努め、問題を抱え込むことなく、他の教師に協力を求める勇気と責任をもつ。

### ⑪児童や保護者からの声に誠実に応えること

日頃から、いじめられている子どもやその保護者の立場に立ち、誠実に解決しようとする姿勢や態度を示し、信頼関係の構築を心がける。

## 2 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第二条）

## (2) いじめに対する基本的な考え方

本校では、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こりえるものであること、また、だれもが被害者にも加害者にもなり得るものであること」（児童指導提要より）の認識のもと、いじめのない、思いやりあふれる学校を目指すために、いじめ防止基本方針を策定する。

そして、すべての児童を対象に、保護者や地域及び関係機関と連携し、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

## 3 学校におけるいじめの防止等対策のための組織

### (1) 生徒指導委員会

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導部、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、学級担任からなる「いじめ防止等の対策のための生徒指導委員会」を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

### (2) 職員会議での情報交換及び共通理解

月に一度、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

※「校内支援委員会」と連携し、児童の状況を総合的な視野から把握する。

## 4 いじめの防止

### (1) 基本的な考え方

- ・いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうることを踏まえ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全職員で取り組む。
- ・児童同士、児童と教職員の信頼関係を築く。
- ・規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりを心がける。
- ・児童が互いに認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出せるよう指導する。
- ・未然防止の取組が成果を上げているかは、日常的に児童の行動を把握したり、定期的なアンケートや児童の欠席日数などで検証したりし、改善点等を検討し、PDCAサイクルに基づく取組を継続する。

### (2) いじめ防止のための措置

#### ①いじめについての共通理解を図ること

- ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知するなど、日頃から教職員全体の共通理解を図る。
- ・全校集会や学級活動等で校長や教職員が日常的にいじめ問題について取り上げることで、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体で醸成する。
- ・児童にいじめの具体的な姿を認識させるため、具体的な行動や言葉の例を掲示する。

#### ②いじめに向かわない態度・能力を育成すること

- ・道徳教育や人権教育を充実するとともに、読書活動・体験活動を推進し、社会性を育む。
- ・社会体験・生活体験などを通して、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う。
- ・教育活動全体を通じて、自他を認め、互いの人格を尊重することにより、ストレスをコントロールする能力やコミュニケーション能力を育む。

#### ③いじめを生まないために指導上留意すること

- ・授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスにならないよう、一人ひとりを大切にしたりわかりやすい授業づくりを心がける。
- ・学級や学年、部活動等の人間関係を把握し、一人ひとりが活躍できる集団づくりに取り組む。
- ・教職員の不適切な言動によって、児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないよう細心の注意を払って指導する。
- ・教職員として「いじめられる側にも問題がある」という認識を絶対にしない。

- ・発達障害等について適切に理解したうえで、指導に当たる。

#### ④自己有用感や自己肯定感を高めること

- ・教育活動全体を通して、児童一人ひとりが活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることができる機会を提供できるように努める。
- ・校外での体験活動を通して、家庭や地域の大人から認められているという思いが得られるようにする。
- ・困難な状況を乗り越えられるような体験の機会を設け、自己肯定感を高めることができるようにする。
- ・小中一貫等の連携教育を充実させ、幅広く、多様な目で児童を見守ることで、発達段階に応じて、自己有用感や自己肯定感が高まるようにする。

#### ⑤児童自らがいじめ防止・撲滅について考えること

- ・児童会を中心に、児童自身がいじめの防止を訴える取組を行う。(いじめ防止のための啓発ポスター作成・いじめ撲滅宣言の採択等)
- ・児童が活動の意義を理解し、主体的に参加できているか、教職員がチェックしながら適宜アドバイスしていく。

### 5 いじめの早期発見

#### (1) 基本的な考え方

- ・いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくい形で行われることを共通理解する。
- ・些細な兆候を見逃さず「いじめではないか」との疑いを持ち、隠したり軽視したりすることなく複数の教職員で関わり、積極的に認知する。
- ・グループ内のいじめでは被害者の訴えがないことが多いため、常日頃より児童の動きを細かく観察する。

#### (2) いじめ早期発見のための取組

##### ①アンケート

- ・学期に1回程度、無記名でいじめに特化したアンケートを行い、いじめの実態を把握する。

##### ②教育相談体制

- ・学期に1回程度の定期的な教育相談によりいじめの実態の把握に努める。
- ・教師と児童の日常のコミュニケーションを大切にし、いじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- ・家庭訪問等を通して教師と保護者の好ましい人間関係づくりに努め、いじめに関して相談しやすい雰囲気を作る。
- ・児童が誰にでも相談できるような体制づくりを行う。
- ・気になる児童の情報を全教職員で共通認識しておく。

##### ③その他

- ・休み時間や放課後等、様々な場面で児童を見守り、動きを把握する職員体制をつくる。
- ・日記や学習ノート等を活用するなど、児童の悩みを把握する。

### 6 いじめに対する措置

#### (1) 基本的な考え方

- ・発見や通報等によっていじめと思われる言動を認知した場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに管理職に報告し、組織で対応する。
- ・被害児童を守り通すとともに、加害児童には毅然とした態度で指導する。
- ・全教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関と連携し対応する。

## (2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、すぐにその行為を止める。
- ・児童や保護者等から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・発見、通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、速やかに管理職に報告し、「いじめ防止等の対策のための生徒指導委員会」等で情報共有する。
- ・速やかに関係児童から事情を聴き取り、いじめの事実を確認する。
- ・校長が事実確認の結果を教育委員会に報告する。
- ・重大な暴力行為や金品強要等を伴ういじめが生じる恐れがある場合は、警察署に相談または通報する。

## (3) いじめられた児童又はその保護者への対応

- ・児童から、事実関係の聴き取りを行う。
- ・児童や保護者に「最後まで守り抜くこと」や「秘密を守ること」をはっきりと伝える。
- ・児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。
- ・事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報は、家庭訪問等で速やかに保護者に伝える（即日対応）。
- ・児童にとって信頼できる友人や教職員、家族等と連携して支える。
- ・安心して学習に取り組むことができるよう、必要に応じて別室での学習を提案する。
- ・状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの協力を得る。
- ・謝罪や事後の行動観察の結果、いじめが解消したと思われる場合でも、見守りは継続する。

## (4) いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- ・児童から事実関係の聴き取りを行う。
- ・いじめとして認知した場合、組織で速やかに対応し、謝罪の指導を行う。
- ・聴き取った内容を速やかに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得る。
- ・保護者と連携した適切な対応ができるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- ・組織として毅然とした指導を行い、いじめは絶対に許されない行為であることを理解させる。
- ・児童が抱える問題にも目を向け、いじめを繰り返さないよう継続的に指導・支援する。

## (5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・知らなかった児童や傍観していた児童に対しても、自分の問題として捉えるように指導する。
- ・いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・はやしたてたり、同調したりする行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・教育活動全体を通して、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しなければならないという態度を育む。

## (6) ネット上のいじめへの対応

- ・不適切な書き込み等については、拡散を防ぐため、直ちに削除のための措置をとる。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察署に通報し、適切な支援を求める。
- ・児童が悩みを抱え込むことのないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談など、関係機関の取組を周知する。
- ・情報モラル教育の推進と保護者への啓発活動を行う。

## 7 いじめに対する対応

- (1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、生徒指導委員会を開き、対応を協議する。

- (3) いじめを解決し、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (4) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- (5) 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (6) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

## 8 重大事態が発生した場合

### (1) 重大事態の定義

- ①いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ③児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合  
（「いじめ防止対策推進法」第 28 条より）

### (2) 重大事態への対処

- ①重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

## 9 年間計画

月	内容	関係機関等との連携	評価・改善
4	基本方針の確認	基本方針の保護者への説明	P：いじめ基本方針の確認 D：計画に基づいた取組の推進
5	生徒指導交流会 いじめアンケート①		C：いじめアンケート結果の評価
6		アンケート結果の公表	A：評価を基にした改善策の考察
7・8	いじめミニアンケート		P：改善策の共通理解
9	学校評価		
10	いじめアンケート②	学校評議員への説明	D：改善策の推進
11・12	個人懇談	アンケート結果の公表	C：いじめアンケート結果の評価
1	学校評価 校内支援委員会		A：評価を基にした改善策の考察 C：年度末学校評価
2・3		学校評議員への説明	A：学校評価との関連を図った分析 および次年度の基本方針策定